

事務連絡  
令和2年4月15日

障害福祉サービス等事業者様

北中城村 福祉課長 喜納 啓二  
〈公 印 省 略〉

新型コロナウイルス感染症に係る日中活動系サービス等の取扱いについて

標記の件について、新型コロナウイルスの感染を避ける目的とした利用者の欠席、または感染拡大防止の観点から事業所の閉所及び事業自粛をした場合の代替サービスの報酬について、本村の取扱いを下記に示しますので、御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

1、代替サービスの算定基準について

- ① 新型コロナウイルスの感染を避ける目的とした利用者の欠席、または感染拡大防止の観点から事業所の閉所及び事業自粛に伴いサービス利用が出来なくなった場合。
- ② 上記①の内容からサービス利用が出来なくなった利用者に対して、健康管理や相談支援等のできる限りの支援を行った場合。  
(できる限りの支援の具体的な取扱いについては、電話等によりの利用者の体調面やメンタル的な健康管理、また家族等に対して必要な相談支援を行った場合を想定しています。)
- ③ 代替サービスの支援内容を別紙2の報告書に記録し、村に提出した場合。

上記の①～③の基準を全て満たした場合に平日単価の基本報酬のみを可能とします。

2、代替サービス算定の適用期間について

- ・令和2年4月15日～令和2年5月末までの取扱いとする。
- ※新型コロナウイルスの終息状況に応じて適応期間の延長を検討を行い、期間延長等の情報については村HPにて5月末頃に掲載を行います。

北中城村役場 福祉課 社会福祉係 担当者：大城 TEL：098-935-2233（内線254） FAX：098-982-0345
---